

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第14号

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>（都市計画に定められる対象事業等に係る技術的読替え）</p> <p>第35条 条例第37条及びこの規則第34条の規定により、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第9条から第33条まで（条例第9条第2項、第17条第2項、第25条第4項並びに第29条第1項第3号及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>第31条第1項</td><td>（略）</td></tr></table> <p>2 （略） （書類の提出部数）</p> <p>第53条 （略）</p>	（略）		第31条第1項	（略）	<p>（都市計画に定められる対象事業等に係る技術的読替え）</p> <p>第35条 条例第37条及びこの規則第34条の規定により、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第9条から第33条まで（条例第9条第2項、第17条第2項、第25条第4項並びに第29条第1項第3号及び第3項を除く。）<u>及び第49条の2</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>第31条第1項</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>第49条の2</u></td><td><u>事業者</u> <u>都市計画決定権者</u></td></tr></table> <p>2 （略） （書類の提出部数）</p> <p>第53条 （略） <u>（環境影響評価に係る書類等の公表の期間）</u></p> <p>第54条 <u>条例第49条の2の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の同意を得た日から起算して30年を経過する日までの期間とする。</u></p>	（略）		第31条第1項	（略）	<u>第49条の2</u>	<u>事業者</u> <u>都市計画決定権者</u>
（略）											
第31条第1項	（略）										
（略）											
第31条第1項	（略）										
<u>第49条の2</u>	<u>事業者</u> <u>都市計画決定権者</u>										

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。